

個別共同企業体協定書(甲型)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

一 徳島県立体駐車場整備事業（仮称）として実施する次のイからハまでに掲げる業務及び工事（当該業務及び工事内容の変更に伴う業務及び工事を含む。以下、単に「業務等」という。）のうち、『イ／ロ／ハ』の『受託／請負』

イ 設計業務（基本設計、実施設計及び測量等調査業務）

ロ 工事

ハ 工事監理業務

二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇（以下「当個別企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当個別企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当個別企業体は、令和 年 月 日に成立し、『設計業務／工事／工事監理業務』の『受託／請負』契約の履行後〇ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

(注)〇の部分には、たとえば3と記入する。

2 『設計業務／工事／工事監理業務』の『受託／請負』契約を締結することができなかったときは、当個別企業体は、前項の規定にかかわらず、当該契約の交渉が不成立となった日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当個別企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇建設株式会社

(代表者)

第6条 当個別企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当個別企業体の代表者は、『設計業務／工事／工事監理業務』の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分代金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物(契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和45年法律第48号)第2章及び第3章に規定する著作権の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当個別企業体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当個別企業体の解散後、当個別企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合には、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

※施工企業の場合、第7条第2項は不要

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該『設計業務／工事／工事監理業務』について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当個別企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成に関する事項、『設計業務／工事／工事監理業務』に関する事項、工程管理及び資金管理の方法、下請企業の決定、『設計業務／工事／工事監理業務』の完了後の契約不適合責任の分担その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本『設計業務／工事／工事監理業務』の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、『設計業務／工事／工事監理業務』の『受託／請負』契約の履行及び下請契約その他の『設計業務／工事／工事監理業務』の実施に伴い当個別企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当個別企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、当個別共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当個別企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当個別企業体が『設計業務／工事／工事監理業務』を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち『設計業務／工事／工事監理業務』の途中において前項の規定により脱退した者（以下「脱退構成員」という。）がある場合においては、脱退構成員以外の構成員（以下「残存構成員」という。）が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者がいるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 17 条 当個別企業体は、構成員のうちいずれかが、『設計業務／工事／工事監理業務』の途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものと

する。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務等の途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが『設計業務／工事／工事監理業務』の途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により、当該他の構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当個別企業体が解散した後においても、当該『設計業務／工事／工事監理業務』に関して、契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり徳島県立体駐車場整備事業（仮称）個別共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇（個別企業体の名称）

〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印